第六節　高等学校入学者選抜をどう行ったか

昭和三十一年度高等学校入学者選抜に関しては、昭和三十年七月十八日「対策委員会」を開催慎重審議した。その答申に基き次のような選抜要項案が作成された。

1　選抜の基本方針は昭和三十年度に準ずる。

2　学力検査は三十年度において定時制夜間、短期産業教育課と同時に行った定時制昼間の学力検査は通常課程と同時に行う。

3　学力検査科目は従来どおり必修八教科および選択教科（職業・家庭、英語のいずれか一方）とする。

4　通常課程と他校の定時制課程（昼間）との併願はこれを認める。

5　問題作成については、従来どおり県教委事務局を主体として問題作成委員会を構成し、中学校教育の望ましい発展を阻害しないような問題作成につとめる。

6　報告書の内容は前年度に準ずる。

7　身体検査については、従来どおり原則としては実施しないが、色神聴力については、工業課程の全学科農業土木科水産課程ならびに中学校卒業後一年以上を経過したものについては実施することができる。

8　面接は原則として実施しないが、定時制課程夜間を志望する者で中学校卒業後二年以上を経過したものについては実施することができる。

9　出願期日は三年一日から十日までとし、定時制および短産は三月二十一日から三十一日までとする。

10　合格者発表は三月二十五日まで、定時制および短産は四月六日までとする。

以上のような昭和三十一年度高等学校入学者選抜要項案は九月定例教育委員会に議案として提出され正式決定をみ、九月七日付教育長名通達をもって公表された。この県立高等学校入学者選抜要項によって私立高校四校を加えて総数七十五校がいっせいに三月二十二日学力検査を実施することになったのである。

つぎに学力検査問題の作成に当っては事務局を主体とした問題作成委員会が構成され、問題作成の基本方針としてつぎの三項目が確認された。

1　問題は各教科の立場から作成するが中学校教育の方向に即するようにする。

2　知識、理解などにかたよらず総合判定のできるようなものにする。

3　特殊な受検準備を必要としないようなものにする。

これら三項目にわたる基本方針の下に問題作成委員会も回を重ねること二回、延日数四日間、慎重な審議を経てようやく必修八教科、選択二教科にわたる学力検査問題二種かでき上ったわけである。印刷の工程においても、きわめて周到な注意の下に完璧を期する当事者の苦労は例年のことながら容易なものではなかった。

さらにまた、県下いっせいに実施した学力検査の結果を反省し、中学校における学習指導の参考に供するとともに次年度の問題作成の資料をうるため、教育調査研究所は通常課程の受検者について調査を行ったが、その結果は学力検査実施各教科ごと「資料」に詳細に発表されているので省略する。

第七節　県立学校訪問はどう実施されたか

高等学校の協同評価は、五か年計画によって、昭和三十年度に一通り終了したが、その結果、全体として教科指導と生徒指導において、さらに改善すべき点が多いことが反省された。よって本年度から、県立学校の学校訪問を実施し、教科指導と生徒指導の二つの面に重点をおいて、具体的な研究協議を行うことになった。

実施の方法として、特に学校教育課からの訪問者のほかに、地区ごとに各教科の担任教員が参加者として出席し、共同研修を行うようにしたのである。次にその計画の大要を示す。

一、目的

各学校の教科指導および管理運営の改善向上をはかるとともに、各地区教員の参加により共同研修を行い、県立学校教育の向上をはかる。

二、訪問者

学校教育課各係

参加者　各校の主として新任教員で日程に示す教科関係の教員

三、実施事項

午前

1　授業三時間（なるべく全職員が行うよう計画すること）

2　ホームルーム五〇分（授業中適当な学年について行う）

午後

1　教科毎の研究協議（六〇分）

2　研究協議（六〇分）

(1)　学校の努力目標とその実施計画並びにその実績についての説明

(2)　教科指導及び生徒指導についての反省

(3)　生徒活動についての反省

3　訪問者の助言及び指導（六〇分）

(1)　教育課程及び教科指導について

(2)　生徒指導について

(3)　学校管理運営について

4　質疑および懇談